

消費者庁との打合せの概要（量類公正競争規約関係）

日 時：平成28年3月3日（火）14:00～17:00

場 所：農林水産省生産局第2会議室

出席者：消費者庁表示対策課

量類公正競争規約作成連絡会 規約作成委員長、委員
（オブザーバー） 経済産業省、農林水産省

概 要：1/14に提出した規約・施行規則案に関し、消費者庁から確認したい事項が示され、それに対して回答・質問等を行った。主な内容は以下のとおり。

○本規約案の全体に関する消費者庁からの確認事項

◇消費者庁から

・量製造販売業者（量店）、量表輸入業者、量床製造業者及び流通業者のシェアが低い状況に見えるが、規約は実効的に機能するのか。

◇連絡会から

・量店については、廃業が増えていることやほとんど稼働していない量店も多くいることを考えると、実質的なシェアは高いと考えている。量表輸入業者、量床製造業者及び流通業者のシェアと合わせて、確認のうえ改めて説明する。

◇消費者庁から

・商品説明書の作成など量製造販売業者の負担が大きいように感じるが、組織率が下がるといった状況は考えられないのか。

◇連絡会から

・商品説明書等については、書式をチェック方式にすること等により、負担を軽減することを検討している。多少の負担はあるが、量業界や消費者にとって必要なことなので業界として推進したいと考えている。

◇消費者庁から

・アウトサイダーから仕入れる量類に関する規定がないようだが、会員がアウトサイダーから量類を仕入れた場合にはどのように取り扱うのか。また、新量の納入において、工務店等からの程度協力が得られる見込みか。

◇連絡会から

・量表・量床製造者、輸入業者、流通業者ともに、規約参加率は一定の水準が見込めるため、基本的には必要な情報を提供できる業者から仕入れることを想定しているが、規約参加率（シェア）を確認した上で改めて報告する。また、工務店等とは概ね良好な関係にあり、概ねご協力いただけるものと考えている。

○本規約案の全体に関する消費者庁からの確認事項

◇消費者庁から

・規約・施行規則案の内容に関して指摘、質問があった。主な内容は以下のとおり。

*各用語の定義については、構成をもう少し整理した方が分かりやすいのではないかと。

*広告の必要表示事項の規定において、「カタログ」を定義しなくてよいのか。また、媒体によって必要表示事項が異なることはないのか。

*受注及び納入時の必要表示事項の規定においては、それぞれ分けて説明したほうが分かりやすいのではないかと。また、構成としては、必要表示事項を規約に、その説明を規則に示す方が分かりやすいのではないかと。

*業者間の流通における情報伝達の規定においては、必要な情報伝達事項を規約に、その

説明を規則に示す方が分かりやすいのではないか。また、規則別表は、業種毎に整理した方が分かりやすいのではないか。

- *業者間の流通における情報伝達の規定において、不明な部分があるので説明して欲しい。
- *二重価格表示等の規定において、適切な表現への修正を検討して欲しい。
- *特定用語の使用基準について、不明な部分があるので説明して欲しい。
- *会員証紙等の規定について、不明な部分があるので説明して欲しい。
- *違約金の最高額を100万円にした根拠を説明して欲しい。

◇連絡会から

- ・規約・施行規則の修正案を検討のうえ、今月中に提出したい。